

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をうけた当面の弁護士会対応について

令和3年8月17日
佐賀県弁護士会 会長 安永恵子

当会は、令和3年8月現在の佐賀県内を含む全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、当面の間以下のとおり感染拡大防止のための対応を行います。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【弁護士会への来館について】

全ての来館者（会員、会職員、会員事務所職員、相談者、出入り業者ほか）に対し、来館の必要がない場合には来館をご遠慮頂き、可能な限り電話等でのお問い合わせ・ご連絡を頂くようお願いいたします。当会の電話番号は0952-24-3411です。

やむを得ず来館される全ての来館者に対し、館内でのマスク着用（やむを得ない場合を除く）、入館時・適時のアルコール消毒液（当会用意）による手指消毒、及び来館時の検温（非接触体温計を玄関に設置しています）を要請いたします。これらの要請にご協力頂けない方にはご入館いただけません。また、37.5℃以上の発熱・咳の症状がある方もご入館いただけません。体調が思わしくない場合のご来館はご遠慮頂きますようお願いいたします。

【法律相談について】

当面の間、弁護士会の会館で実施する面談での法律相談を中止いたします。

なお、以下のとおり常設での電話相談に加え、前述の会館で実施の面談での法律相談を無料の電話相談に切り替えて実施いたします。面談での相談をご希望の方には大変ご迷惑をおかけ致しますが、電話での相談をご利用ください。

実施日（いずれも祝日を除く）

予約制	月・水・金	14：30	～	16：30
（30分）	木	10：00	～	12：00
予約不要	火・木	17：30	～	19：30
（10分目安）	土	13：00	～	15：30

【弁護士会主催の行事など】

当面の間、リモート・Web配信以外での弁護士会主催の行事等は行いません。

【弁護士会が行う講師等の派遣について】

完全リモートでの実施等感染拡大防止の措置が十分に取られていること、又は参加者が会場に参集して行う行事については以下の条件を満たす場合に限り派遣を行います。

- ① 主催者において延期・中止ができない合理的理由があること
- ② 発熱・咳・呼吸症状など、新型コロナウイルス感染症のおそれのある症状があるものが参加しない措置が取られていること
- ③ 参加者全員の手指消毒・マスク着用の推奨・会場の換気等の必要な感染拡大防止策がとられていること。
- ④ 会場の収容人数が定員の30%以下であること（ただし学校への講師派遣を除く）
- ⑤ 緊急事態宣言が出されている地域外で行われるものであること

なお、上記の条件を満たす場合においても、主催者において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分な対策を取って頂くことを要請いたします。

【弁護士会館の使用について】

当面の間、佐賀県弁護士会館を行事等で使用することはできません。